

## 災害時におけるペットの一時預かりに関する協定書

大阪市（住吉区役所）（以下「甲」という。）とトリミング&ホテル犬が好き南住吉店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害発生時におけるペット（犬に限る）（以下「ペット」という。）の一時預かりに関して次の通り協定を締結する。

### （協定の目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害発生時、甲の要請に応じて、乙が管理する施設をペットの避難施設として開放し、ペットを受け入れることなどに関し、必要な事項を定め市民の避難生活の安定を図ることを目的とする。

### （活動内容）

第 2 条 災害発生時に甲は乙に対して次に掲げる活動を文書または口頭（電話連絡を含む。）により要請し、乙は乙の責任において活動を実施する。

- (1) 飼育等されているペットの一時的な収容と管理
- (2) 収容したペットに対する給餌
- (3) 収容したペットに対する可能な範囲での運動

2 乙は甲から施設使用の要請があったときは、可能な限り協力するよう努めるものとする。

3 甲は本協定内容や乙の連絡先の広報に努める。

4 甲は災害時ボランティアセンターに調整を行い、活動の補助を行うボランティアの派遣に努める。

5 甲は本協定内容を乙が実施する場合、乙に餌の寄付が集まるよう広報に努める。

6 収容を希望する者は直接乙に連絡し、乙が受入れ可能と判断したときには第 5 条に掲げる使用施設まで自らペットを持ち込み、別紙（「災害時におけるペットの一時預かりに関する協定」にかかる申込書）に連絡先等の所定事項を記入し収容を依頼する。

### （活動の基本方針）

第 3 条 乙は本協定にかかる活動が無償で行い、甲はそれにかかる費用を負担しないものとする。ただし預かり期間が 1 カ月を超える場合は、超えた期間の餌代及び施設利用にかかる費用は飼い主の負担とする。また、施設外でかかる費用（ペットの医療費やその他これに類する費用）についても原則として飼い主の負担とする。

2 費用の金額、支払い方法その他必要な事項については、乙と飼い主の間で別途定めるものとする。

(受入れ対象)

第4条 乙の受入れができるペットは次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 概ね体高 70 cm以下かつ体重 60 kg以下のもの。ただし、乙が受入可能と判断した場合はこの限りではない。
- (2) 投薬・治療・特殊な給餌など特別な対応が必要でないもの。
- (3) 感染症に罹患していないもの。
- (4) 5 種以上の混合ワクチン、および狂犬病予防接種を 1 年以内に接種しているもの。

(使用施設)

第5条 乙が活動のために使用する施設は以下のとおりとする。

大阪市住吉区南住吉 4-15-17 住吉グリーンビル 103 号  
トリミング&ホテル犬が好き南住吉店（3 匹分のスペース）

(受入れ条件)

第6条 次に掲げるいずれかの状況の場合、乙は受入れを断ることができる。

- (1) 収容可能数を超えた場合。
- (2) 飼い主が別紙用紙に必要な情報の記入を拒むとき。
- (3) 飼い主が本人確認資料の提示を拒むとき。
- (4) その他、乙が受入れ困難と判断したとき。

(受入れ期間)

第7条 受入れ期間は、甲が定める避難所の開設期間とする。

- 2 乙が通常営業を開始するときは、避難所開設期間中であっても受入れ期間を終了し、甲と協議のうえ、乙は飼い主にペットの引取りを求めることがある。
- 3 餌の備蓄がなくなったときは、受入れ期間を終了し、乙は飼い主にペットの引取りを求めることがある。
- 4 その他受入れを継続しがたい状況になった場合、乙は飼い主にペットの引取りを求めることがある。

(個人情報の管理)

第8条 乙は本活動に際し、取得した個人情報を個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の趣旨を踏まえ適切に管理する。また、受入れの際に収集した個人情報の要旨などについては本活動の目的外利用や、第三者との共有を行わず、施錠できる保管庫に入れるなど適切に管理を行う。活動終了後、不要になった個人情報については、裁断機により廃棄処理を行う。

(賠償責任)

第9条 この協定による活動の中で収容したペットに被害が生じたときでも、ペットの飼い主に対し、甲、乙ともにその責任を負わない。ただし、甲又は乙の故意または重大な過失による場合はこの限りではない。

(飼い主への説明)

第10条 乙は、本協定に規定する内容について、ペットを預かる際には、その飼い主から協定内容に同意する書面の提出を受けなければならない。当該書面の提出がない場合は、本協定に基づく受入れを行うことはできない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月20日

甲 大阪府大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号  
大阪市  
大阪市協定締結担当者  
住吉区長 橘 隆義

乙 大阪市住吉区南住吉4-15-17住吉グリーンビル103号  
トリミング&ホテル犬が好き南住吉店  
代表者 田中 勝秋